

子ども・子育て支援新制度において 八尾市が条例で定める各基準案について

前回の会議でご説明したとおり、子ども・子育て支援新制度では、次に掲げる施設や事業の設備及び運営の基準等は、先般示された国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされています。

■市が条例で定める基準

- ①地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)の設備及び運営の基準
- ②「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営の基準(認可施設・事業者が給付事業を行うための確認基準)
- ③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営の基準

◆八尾市が定める基準

八尾市においても、国から示された基準のうち、八尾市の実情から「参酌すべき基準」をどうするか、子ども・子育て会議において意見をお聞きし、方向性を決定する必要があります。

そのため、今回の会議では、市町村が定めるべき3つの基準について、八尾市の考え方をお示し、意見をいただきます。

なお、これらの基準に関する検討を子ども・子育て会議で行ったうえで、9月市議会定例会で条例案を提案したいと考えています。

※参考:「従うべき基準」…国の基準に従って定めるべき基準。

「参酌すべき基準」…国の基準を十分参照した結果、地域の実情に応じて異なる基準を定めることが許されている基準。

①地域型保育事業の設備及び運営の基準

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」といいます。)は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に基づく市町村の認可事業として位置付けられたことから、本事業の設備及び運営の基準については市が定めます。

【地域型保育事業に係る基準についての本市の考え方】

- ・ 地域型保育事業に係る基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に位置づけられる項目は、資料3-1のとおり。
- ・ 地域型保育事業については、子ども・子育て支援新制度の中で認可事業として位置づけられる新たな事業。
- ・ 本市ではこれらの事業の実施実績はないため、基本的には国の基準を準用してはどうか。

②「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営の基準（認可施設・事業者が給付事業を行うための確認基準）

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が子ども・子育て支援法に基づく給付事業を行う対象施設・事業として「確認」することとされたことから、市が「確認」するための基準を定めることとなります。

【特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る基準についての本市の考え方】

- ・ 「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営の基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に位置づけられる項目は、資料3-2のとおり。
- ・ 認可施設・事業者が給付事業を行うための「確認」については、子ども・子育て支援新制度において市が行う新たな事務。
- ・ そのため、「確認」する際の基礎となる基準については、国の基準を準用してはどうか。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準

児童福祉法に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準を定めることとなります。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る基準についての本市の考え方】

- ・ 放課後児童健全育成事業の基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に位置づけられる項目は、資料3-3のとおり。
- ・ 放課後児童健全育成事業については、これまで、国のガイドラインに基づき運営してきたが、今回国から示された基準のうち、設備の基準、1室あたりの児童数などについて、本市の実態と相違している。

■放課後児童室の現状

	国から示された基準	現状
専用区画の面積	児童1人につき概ね1.65㎡	国のガイドラインでは、児童一人当たりの面積については最低基準として位置づけられていない。そのため、本市では、現在の登録児童数で算定したところで1.65㎡以下である児童室が存在している。
1室あたりの児童数	概ね40人以下	国のガイドラインでは、1クラブの規模が70人までとすることとなっており、本市の児童室の定員は50人から70人の範囲で設定されている。